

くらしの法律救急箱

第31回 相続トラブルー特別受益に関するギモン

特別受益とは何ですか。

A1

民法は、被相続人と相続人の親族関係に応じて相続分を定めており、これを法定相続分といいます。例えば、被相続人に子が3人いて、既に配偶者が亡くなっていたとすると、子3人がそれぞれ等しい割合で相続分を持つことになります。しかし、「遺産の前渡し」といえるような贈与を受けている者がいた場合、これを一切考慮せずに法定相続分のみに従って遺産分割を行うと、遺産分割が不公平になりかねません。

そこで、「特別受益」、すなわち、被相続人から遺贈を受けた者、又は、婚姻や養子縁組、ひとり立ちに当たって贈与を受けた者がいれば、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなすという定めがあります。その相続財産をもとにして算定した相続分から、受益の額を差し引いた残額が特別受益者の相続分となります。

特別受益の概念は、遺産分割の公平の見地から、法定相続分を修正する役割があるということになります。

Q2

どのような贈与が「特別受益」に当たりますか。

A2

法律によれば、「遺贈」のほか、「婚姻、養子縁組又は生

計の資本としての贈与」がこれに当たります。また、「特別な贈与」と評価されなければなりませんので、親などの被相続人からもらったものすべてを対象とするわけではありません。贈与の目的や金額、また、贈与されたもの（不動産や現金など）が被相続人やその家族にとってどのくらいの価値を持つものであったかなども参考に、特別受益性が判断されます。

例えば、贈与額が100万円であったとして、相続開始時の遺産総額が500万円であった場合と5000万円であった場合とでは、判断が異なり得るといえます。

Q3

親に出してもらった結婚式の費用に差があれば、特別受益といえるのでしょうか。

A3

特別受益の規定がいう「婚姻のための贈与」は、もともと嫁入りや分家のための贈与を念頭に置いていると思われま

す。これに対して、結婚式場の費用や新婚旅行の費用が「財産分け」あるいは「遺産の前渡し」と捉えられる場面は少なく、そうであるとする特別受益には該当しないと判断されるのではないのでしょうか。

Q4

「生計の資本としての贈与」とはどのようなものでしょうか。



弁護士 **小島幸保** (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録 (大阪弁護士会)。
2006年、小島法律事務所開設。

A 4

本来はひとり立ちするための費用が念頭に置かれたものですが、法律には明確に規定されておらず、その贈与が特別受益であるかどうかの判断は、裁判所の裁量に委ねられるところが大きいといえます。ある程度まとまった金額であることを前提に、贈与された目的、贈与の必要性、贈与された当時の家族の経済状態に照らして、判断されることになるでしょう。

Q 5

親に大学進学費用を出してもらったり、仕送りをしてもらった場合は、特別受益といわれてしまうのでしょうか。

A 5

昔に比べると大学進学率が上昇しているため、兄弟姉妹の間の学費の差が主張されることも多くなっています。例えば、子のうち1人だけが医学部に進学し、多額の学費がかかった場合など、学費の差について特別受益であると認めるものもありますが、一般的には、学費の負担は親の扶養義務の範囲であると認定される場合が多いのではないのでしょうか。

他方、例えば、大学への進学を希望していた長男が諸事情によりそれをあきらめて家業を手伝い、その働きゆえに、弟や妹は家業を手伝いはせずに大学に進学できたといった事情があれば、弟や妹の大学への進学費用は特別受益と認められる可能性が高いでしょう。

Q 6

被相続人の死亡によって受け取った生命保険金は特別受益と評価されるのでしょうか。

A 6

受取人が共同相続人の一部に指定された死亡保険金請求権は、受取人として指定された相続人の固有の権利であり、相続財産とはなりません。ただし、例外的に特別受益と評価される場合があります。

判例によれば、受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生じる不公平が「特別受益」の規定の趣旨に照らして到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき「特段の事情」が存する場合は、特別受益に準じて取り扱われます。このとき考慮されるのは、保険金の額、その額の遺産総額に対する比率のほか、各相続人の生活実態などの諸般の事情です。

Q 7

何十年前の贈与についても特別受益だと主張することができるのでしょうか。

A 7

できます。特別受益には時間的な制限はありません。ただ、かなり以前の贈与である場合、その価額の評価が必要となり、貨幣価値の変動率などが考慮されることになるでしょう。